

## 勝浦市告示第83号

### 勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する住民をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ず

るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの要綱を遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保つよう努めるものとする。

(適用範囲)

第5条 この要綱の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域)

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域として指定するものとする。

2 前項にて規定する区域は別表第1のとおりとする。

3 事業者は、第1項にて規定する区域において設置事業を計画した場合は、関係法令を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

(設置事業の周知等)

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じるものとする。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、設置事業に関する看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

4 前項にて規定する看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（別記第1号

様式) とする。

(届出及び協議)

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始するものとする。

- (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)
- (2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日
- (3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積
- (4) 設置事業及び発電事業の内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、事前協議書(別記第2号様式)に、次に掲げる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

- (1) 事業計画書(別記第3号様式)
- (2) 事業区域等状況調書(別記第4号様式)
- (3) 地域住民等説明会報告書(別記第5号様式)
- (4) 地域住民等説明報告書(別記第6号様式)
- (5) 別表第2に定める図書

3 事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

4 前項の規定による変更の届出は、変更届出書(別記第7号様式)に、第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 前項の通知は事前協議終了通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

3 市長は、必要に応じて、第1項の通知に意見を付すものとする。

4 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手しないものとする。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の届出は、事業(着手・完了・中止・再開・開始・終了)届出書(別記第9号様式)により行うものとする。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、別表3に掲げる事項を遵守するものとする。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、発電事業に関する看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

3 前項で定める看板は、太陽光発電設備に関するお知らせ(別記第10号様式)とする。

(発電事業の変更)

第12条 事業者は発電事業中に第8条の規定にて届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による変更の届出は、変更届出書(別記第7号様式)に、変更内容がわかる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

(事業の完了又は終了の確認)

第13条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(被害の補償等)

第14条 事業者は、当該設置事業又は発電事業によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき又は事業区域の周辺地域の農産物、水産物等その他に被害を及ぼしたとき若しくは人の生活環境が損なわれたときは、補償又は原状回復を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

3 前項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第11号様式）とする。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言、指導及び勧告）

第16条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 前項の規定による助言又は指導は、助言（指導）通知書（別記第12号様式）によるものとする。

3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（2）正当な理由がなく第9条第1項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

（3）前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（4）前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

4 前項の規定による勧告は、勧告書（別記第13号様式）によるものとする。

(関係機関への情報提供)

第17条 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わず、かつ法令等に定める義務を遵守しないときは、経済産業大臣へ情報を提供するものとする。

(委任)

第18条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条、第8条、第9条、第10条（設置事業に係る部分に限る。）及び第11条第1項（設置事業に係る部分に限る。）の規定は、この告示の施行の日以後60日の間に着手しようとする設置事業については、適用しない。

3 この告示の規定は、この告示の施行前に着手された設置事業及び発電事業については、適用しない。